官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（一〇）　二
〔省　令〕
○海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令（環境一）　二
〔その他告示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十七条第一項の規定による届出があった件（法務一二）　二
○ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務四三）　三
○ドゥシャンベ市基幹電力系統変電所建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四四）　三
○カスピ海ルート上のスピタメン税関における貨物検査機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五）　三
○ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンにおける中央アジアにおける広域災害リスク軽減のための体制強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（同四六）　三
○フィリピン共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四七）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二五五～二五九）　四
○直轄砂防工事を施行する件（同二六〇）　五
○都市計画に関する件（同二六一）　六
○都市計画に関する件（関東地方整備局一五～一八）　六
○都市計画に関する件（四国地方整備局四）　七
〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　七
〔官庁報告〕
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（北陸信越運輸局最低賃金公示一）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一六）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二九

◇非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（政令第十号）（総務省）

1　非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の最低額を一万円、最高額を一万五千円とし、階級及び勤務年数の区分に応じてそれぞれ引き上げること。（第二条第二項第一号及び別表関係）

2　消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を一万円、最高額を一万五千円に引き上げること。（第二条第二項第二号関係）

3　扶養親族たる配偶者についての補償基礎額の加算額を廃止し、二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のある場合における補償基礎額の加算額を四百三十三円とすること。（第二条第三項関係）

4　施行期日等

(1)　この政令は、令和八年四月一日から施行すること。（附則第一項関係）

(2)　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）

本号で公布された法令のあらまし

政　令

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年二月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第十号

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十四条第一項、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第三十六条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）並びに水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第六条の二第一項及び第四十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「九千七百円」を「一万円」に改め、同号ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改め、同条第三項中「百円」を「四百三十三円」に改め、「第二号に該当する扶養親族については一人につき三百八十三円を」を削り、「第三号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表中「一二、九〇〇」を「一三、三四〇」に、「一三、七〇〇」を「一四、一七〇」に、「一四、五〇〇」を「一五、〇〇〇」に、「一一、三〇〇」を「一一、六七〇」に、「一二、一〇〇」を「一二、五〇〇」に、「九、七〇〇」を「一〇、〇〇〇」に、「一〇、五〇〇」を「一〇、八四〇」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第二項及び第三項並びに別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第二条第一項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同令第一条第三号に規定する傷病補償年金、同条第四号イに規定する障害補償年金及び同条第六号イに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

総務大臣　林　芳正
国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

省　令

○環境省令第一号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十一条第一項第四号、第二項から第四項まで及び第六項の規定に基づき、海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令を次のように定める。

令和八年二月六日

環境大臣　石原　宏高

海洋環境等調査方法書の記載事項）

海洋環境等調査方法書の作成等に関する省令

（海洋環境等調査方法書の記載事項）

第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「法」という。）第十一条第一項第四号の環境省令で定める事項は、同項第一号に掲げる海洋環境等調査に係る区域を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の内容とする。

（海洋環境等調査方法書の案についての公告の方法）

第二条　法第十一条第二項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　官報への掲載

二　環境省のウェブサイトへの掲載

三　法第十一条第六項の都道府県知事の協力を得て行う当該都道府県の公報又は広報紙への掲載

四　法第十一条第六項の市町村長の協力を得て行う当該市町村の公報又は広報紙への掲載

（海洋環境等調査方法書の案について公告する事項）

第三条　法第十一条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　海洋環境等調査方法書の案の名称

二　法第十一条第一項第一号に掲げる海洋環境等調査に係る区域の位置及び区域

三　法第十一条第六項の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域

四　海洋環境等調査方法書の案の縦覧の方法、期間及び時間

五　法第十一条第四項の意見書の提出期限、提出先及び提出方法

（海洋環境等調査方法書の案の公表）

第四条　法第十一条第二項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一　環境省のウェブサイトへの掲載

二　法第十一条第六項の都道府県知事の協力を得て行う当該都道府県のウェブサイトへの掲載

三　法第十一条第六項の市町村長の協力を得て行う当該市町村のウェブサイトへの掲載

（説明会の開催）

第五条　法第十一条第三項の説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、法第十一条第六項の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域に二以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により必要と認められる場合には、説明会を開催すべき地域を二以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。

（海洋環境等調査方法書の案についての意見書の提出）

第六条　法第十一条第四項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　意見書の提出の対象である海洋環境等調査方法書の案の名称

三　海洋環境等調査方法書の案についての法第十一条第二項に規定する環境保全意見

2　前項第三号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲）

第七条　法第十一条第六項の海洋再生可能エネルギー発電事業の実施による影響を受ける範囲であると認められる地域は、既に入手している情報によって一以上の環境の構成要素に係る影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

附　則

この省令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行の日から施行する。

その他告示

○法務省告示第十二号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十七条第一項の規定に基づき、次の認証紛争解決事業者から同項第四号に規定する行為（認証紛争解決手続の業務の廃止）をしようとする旨の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和八年二月六日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称及び住所

滋賀県司法書士会

滋賀県大津市末広町七番五号

廃止予定年月日

令和八年五月十六日

○外務省告示第四十三号

令和七年十二月十七日にタシケントで、ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がウズベキスタン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三億六千万円

3　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　中村真一郎在ウズベキスタン臨時代理大使

ウズベキスタン側　アシルベック・フダヤーロフ保健大臣

令和八年二月六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四十四号

令和七年十二月十日にドゥシャンベで、ドゥシャンベ市基幹電力系統変電所建設計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

令和八年二月六日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　ドゥシャンベ市基幹電力系統変電所建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四千百万円

3　贈与の供与期限　令和九年七月三十一日

4　署名者

日　本　側　古田恵子在タジキスタン大使

タジキスタン側　シロジッディン・ムフリッディン外務大臣

○外務省告示第四十五号

令和七年十二月十日にドゥシャンベで、カスピ海ルート上のスピタメン税関における貨物検査機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

令和八年二月六日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　カスピ海ルート上のスピタメン税関における貨物検査機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十三億四千百万円

3　贈与の供与期限　令和十二年十二月三十一日

4　署名者

日　本　側　古田恵子在タジキスタン大使

タジキスタン側　シロジッディン・ムフリッディン外務大臣

○外務省告示第四十六号

令和七年十二月十一日にアスタナで、ウズベキスタン共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、タジキスタン共和国及びトルクメニスタンにおける中央アジアにおける広域災害リスク軽減のための体制強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

令和八年二月六日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　中央アジアにおける広域災害リスク軽減のための体制強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億六千五百万円

3　署名者

日　本　側　飯島泰雅在カザフスタン大使

国際連合開発計画側　カタジナ・ヴァヴィエルニヤ在カザフスタン事務所代表

令和八年二月六日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第四十七号

令和八年一月十五日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する政府安全保障能力強化支援に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

令和八年二月六日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、日本国政府の代表者とフィリピン共和国政府（以下「被供与国政府」という。）の代表者との間で、フィリピン共和国（以下「被供与国」という。）の安全保障上の能力及び抑止力の向上を目的として行われる日本国の協力に関して最近行われた討議に言及するとともに、日本国政府に代わって次の了解を提案する光栄を有します。

1　日本国政府は、法の支配に基づく平和、安定及び安全の確保、人道目的の活動又は国際平和協力活動を目的とした被供与国政府による安全保障上の能力強化に係る計画（以下「計画」という。）の実施に寄与することを目的として、被供与国政府に対し、日本国の関係法令及び予算に従って、九億円（九〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の贈与（以下「贈与」という。）を行う。計画は、情報収集、警戒監視、偵察、輸送、法執行、人道的援助、災害救助若しくは国際平和協力のために、又は計画の範囲内において両政府が決定する他の適当な目的のために実施される。計画は、両政府の関係当局間で作成され、及び必要に応じ修正される文書で定める。

2　(1)　贈与及びその利子は、被供与国政府により、適正に、かつ、専ら計画の実施に必要な生産物又は役務であって両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げるもの（以下それぞれ「生産物」及び「役務」という。）を購入するため、及び計画の実施に必要な手数料を支払うために使用される。ただし、生産物は、調達適格国において生産されるものとし、役務は、調達適格国の国民によって提供されるものとする。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意により修正されることがある。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で別途の文書により合意される。

3　(1)　被供与国政府は、この了解の効力の生ずる日の後二箇月以内に日本国にある銀行に被供与国政府の名義で円普通預金勘定（以下「勘定」という。）を開設し、かつ、勘定を開設した日の後十四日以内に日本国政府に対し勘定を開設するための手続を完了した旨を書面により通告する。

(2)　勘定の目的は、4に規定する日本国政府が払い込む日本円を受領すること、生産物又は役務の購入に必要な支払を行うこと及び両政府の関係当局間で別途の文書により合意されることがあるその他の支払を行うことに限られる。

4　日本国政府は、3(1)に規定する書面による通告の受領の日から二千二十六年三月三十一日までの期間に、1に規定する金額を勘定に日本円で払い込むことにより贈与を実施する。当該期間は、日本国政府の関係当局の決定により延長することができる。

5　(1)　被供与国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　生産物又は役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払をいつでも行うことができるよう、両政府の関係当局間の相互の同意により延長されない限り、贈与が実施された日の後十二箇月以内に贈与及びその利子が勘定から完全に払い出されることを確保すること並びに計画の完了後に残額を日本国政府に払い戻すこと。

(b)　生産物又は役務の購入に関して被供与国において課される関税、内国税その他財政課徴金が、贈与及びその利子を利用することなく被供与国政府の指定する当局によって負担されることを確保すること。

(c)　贈与及びその利子の使用に当たり、環境及び社会に妥当な考慮を払うこと。

(d)　贈与及びその利子が生産物若しくは役務の購入及び2(1)に規定する手数料の支払に完全に使用された場合又は日本国政府から要請があった場合には、勘定に関する取引について、日本国政府に対し、関連する取引についての契約書、証書類その他の文書の写しを添付の上、日本国政府が受け入れることができる形式の書面による報告を遅滞なく行うこと。

(e)　日本国と被供与国との間の多年にわたる友好関係の促進及び強化を考慮しつつ、生産物又は役務が、被供与国政府により、専ら計画の実施を目的とする活動のために適正かつ効果的に、並びに国際連合憲章の目的及び原則に適合する方法で、維持され、及び使用されることを確保すること。

(f)　日本国政府の書面による事前の同意を得ないで、生産物又は役務が被供与国政府以外の者に移転されないようにすること。

(g)　(f)の規定を適用するほか、日本国政府の事前の同意を得ないで、生産物又は役務が両政府の関係当局間で決定される者以外の被供与国政府に属する者に移転されないようにすること。

(h)　計画の実施に必要な土地を確保し、及び用地の整地を行うこと。

(i)　計画の実施に必要な配電、給水、排水その他の付随的な諸施設を提供すること。

(j)　被供与国における生産物の速やかな積卸し、通関及び国内輸送を確保すること。

(k)　被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o)　生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本大臣は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月十五日にマニラで

日本国外務大臣　茂木敏充

フィリピン共和国外務大臣

マリア・テレサ・P・ラザロ閣下

（フィリピン側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、フィリピン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年一月十五日にマニラで

フィリピン共和国外務大臣

マリア・テレサ・P・ラザロ

日本国外務大臣　茂木敏充閣下

○国土交通省告示第二百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

敷地北沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県磐田市敷地及び下野部の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°50′07.6550″	137°51′48.1473″
2	34°50′08.7313″	137°51′44.2719″
3	34°50′10.3427″	137°51′43.3779″
4	34°50′11.4279″	137°51′43.2336″
5	34°50′13.0976″	137°51′44.8625″
6	34°50′11.5992″	137°51′47.3714″
7	34°50′09.4615″	137°51′48.7519″
8	34°50′08.3780″	137°51′49.0339″
9	34°50′08.4198″	137°51′50.3327″
10	34°50′09.3556″	137°51′50.6284″
11	34°50′09.3178″	137°51′51.1381″
12	34°50′08.7043″	137°51′51.0776″
13	34°50′08.0986″	137°51′50.9072″
14	34°50′07.9550″	137°51′48.5153″

○国土交通省告示第二百五十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

貞岡川二

二　砂防法第二条の土地の表示

広島県東広島市志和町別府の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線、二点と三点を令和五年国土交通省告示第千百六十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、三点と四点を結んだ線及び一点と四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°28′32.4036″	132°37′46.7793″
2	34°28′33.2618″	132°37′41.8462″
3	34°28′34.2528″	132°37′41.5962″
4	34°28′33.1019″	132°37′46.9853″

○国土交通省告示第二百五十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天地面川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県美方郡新温泉町湯

字天地面　三六五番一

三六六番一

三六七番一

三六八番四

三六四番

字滝谷山　一六八五番八一

字外谷　一六八六番

一六八七番

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小又川（二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川のうちその接している区間の河川敷

兵庫県美方郡新温泉町内山

字家ノ奥　七二〇番一及び七二〇番二

七二一番及び七二二番

七二三番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県美方郡新温泉町内山

字上ノ山　八二四番　一号から五号まで

八一九番　六号、七号及び三十二号

八二五番二　八号及び九号

八二五番一　十号

八一八番　三十一号

八一三番　三十三号及び三十四号

八二〇番　三十五号及び三十六号

八二三番　三十七号から三十九号まで

八二一番　四十号

八二八番二　十一号から十九号まで

八〇一番二　二十号、二十一号及び二十五号から三十号まで

字水屋　八〇一番三　二十二号から二十四号まで

字前田　七二四番　四十一号及び四十二号

七二三番二　四十三号及び四十四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田中川（一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線、標柱十七号と十八号を令和七年国土交通省告示第百四十号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十八号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県美方郡新温泉町岸田

字奥谷　一五五六番　一号及び二号

一五五五番　三号から五号まで

一五四二番　六号

一五四一番　七号及び八号

字大和谷　一五六八番一　九号

一五六七番　十号、十一号及び三十一号

一五七一番　十二号、十三号及び二十三号から三十号まで

字ヘソ谷　一五一四番　十四号から二十二号まで

○国土交通省告示第二百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

真萱谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

宮崎県串間市大字一氏の区域内の土地のうち、次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	31°32′02.4695″	131°12′54.4883″
2	31°32′02.4381″	131°12′54.5506″
3	31°32′02.2667″	131°12′55.0026″
4	31°32′01.9674″	131°12′55.0410″
5	31°32′01.6071″	131°12′55.0391″
6	31°32′01.4246″	131°12′54.8963″
7	31°32′00.6599″	131°12′54.2201″
8	31°32′01.1746″	131°12′53.5677″
9	31°32′01.5874″	131°12′53.2986″
10	31°32′01.4607″	131°12′52.5858″
11	31°32′01.5172″	131°12′52.3884″
12	31°32′01.9073″	131°12′52.4983″
13	31°32′02.1705″	131°12′52.6854″
14	31°32′02.2535″	131°12′52.6876″
15	31°32′02.6826″	131°12′52.5218″
16	31°32′02.8898″	131°12′52.5505″
17	31°32′02.7286″	131°12′53.0057″
18	31°32′02.5982″	131°12′53.3668″
19	31°32′02.5606″	131°12′53.4895″
20	31°32′02.5318″	131°12′53.6001″
21	31°32′02.5105″	131°12′53.7153″
22	31°32′02.4804″	131°12′53.8049″
23	31°32′02.4704″	131°12′53.8369″
24	31°32′02.4917″	131°12′53.8923″
25	31°32′02.4872″	131°12′54.0441″
26	31°32′02.4914″	131°12′54.1859″
27	31°32′02.4944″	131°12′54.2859″
28	31°32′02.4829″	131°12′54.4456″

○国土交通省告示第二百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

深沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から百二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第三百九十八号で指定した土地の区域を除く。）

山形県最上郡大蔵村大字清水

字桜峠　三一〇番一　一号から五号まで、二十三号から三十六号まで、三十九号、四十号、百一号及び百二号

三一〇番三　七号から十号まで、十四号から十六号まで、四十九号から五十一号まで及び五十四号から五十八号まで

三〇八九番一　十一号から十三号まで、三十七号、三十八号、四十一号から四十七号まで、五十二号及び五十三号

三一〇番二　十七号から二十二号まで

三〇八九番四　四十八号

三〇八番二　五十九号及び六十号

三〇八番一九　六十一号及び六十二号

三〇七番一　六十四号から六十七号まで

山形県最上郡大蔵村大字南山

字家ノ下　一二番二　六十三号

一二番一五　六十八号から七十六号まで

一二番五　七十七号から八十七号まで及び九十三号まで

十二番一四　八十八号及び八十九号

地先河川敷　九十四号及び九十五号

一四番　九十六号及び九十七号

一五番一　九十八号

一六番一　九十九号及び百号

一七番

○国土交通省告示第二百六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　深沢

次に掲げる土地に存する標柱一号から百二号までを順次結んだ線及び標柱一号と百二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡大蔵村大字清水

字桜峠　三一〇番一　一号から五号まで、二十三号から三十六号まで、三十九号、四十号、百一号及び百二号

三一〇番三　七号から十号まで、十四号から十六号まで、四十九号から五十一号まで及び五十四号から五十八号まで

三〇八九番一　十一号から十三号まで、三十七号、三十八号、四十一号から四十七号まで、五十二号及び五十三号

三一〇番二　十七号から二十二号まで

三〇八九番四　四十八号

三〇八番二　五十九号及び六十号

三〇八番一九　六十一号及び六十二号

三〇七番一　六十四号から六十七号まで

山形県最上郡大蔵村大字南山

字家ノ下　一二番二　六十三号

一二番一五　六十八号から七十六号まで

一二番五　七十七号から八十七号まで及び九十三号まで

十二番一四　八十八号及び八十九号

地先河川敷　九十四号及び九十五号

一四番　九十六号及び九十七号

一五番一　九十八号

一六番一　九十九号及び百号

一七番

○国土交通省告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣
二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画道路事業３・４・２１１―９号大阪高槻京都線
三　事業施行期間　自令和三年九月二十一日至令和十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画都市高速鉄道事業東急電鉄大井町線
三　事業施行期間　自令和八年二月六日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区豊町二丁目、豊町三丁目、戸越五丁目及び戸越六丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東急電鉄大井町線付属街路第一号線
三　事業施行期間　自令和八年二月六日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区戸越五丁目地内
使用の部分　東京都品川区戸越五丁目地内

○関東地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東急電鉄大井町線付属街路第二号線
三　事業施行期間　自令和八年二月六日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区戸越五丁目地内
使用の部分　東京都品川区戸越五丁目地内

○関東地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東急電鉄大井町線付属街路第三号線
三　事業施行期間　自令和八年二月六日至令和十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都品川区戸越六丁目地内
使用の部分　東京都品川区戸越六丁目地内

○四国地方整備局告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　施行者の名称　香川県
二　都市計画事業の種類及び名称　令和二年四国地方整備局告示第八号高松広域都市計画道路事業三・二・一〇三号錦町国分寺綾南線
三　事業施行期間　自令和二年一月二十八日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

人事異動

法務省

検事

北村　治樹

令和七年度司法書士試験委員に併任する

併任の期間は令和七年一月二十八日までとする

伊賀　和幸

令和七年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する

併任の期間は令和七年十一月二十八日までとする

同　内野　宗揮

同　大谷　太

令和七年度司法書士試験委員の併任を解除する（各通）

同

北村　治樹

令和七年度司法書士試験委員（筆記試験担当）の併任を解除する

同

北村　治樹

令和七年度土地家屋調査士試験委員に併任する

併任の期間は令和八年二月二十七日までとする

大谷　太

令和七年度土地家屋調査士試験委員の併任を解除する

同

北村　治樹

令和七年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員に併任する

併任の期間は令和七年十二月二十六日までとする

大谷　太

令和七年度簡裁訴訟代理等能力認定考査委員の併任を解除する（以上七年七月二十四日）

法務事務官

西村　孝

令和七年度司法書士試験委員（口述試験担当）に併任する

併任の期間は令和七年十一月二十八日までとする（七年十月七日）

飯田　裕　髙野　員臣

令和七年度土地家屋調査士試験委員（筆記試験担当）に任命する

任期は令和八年二月二十八日までとする（七年十一月五日）

飯田　茂幸　居川　文庸　岩﨑　諭

海老沼　学　大音　貴司　樫　一郎

高津　笑　高月　麻衣　長谷川　潤

本橋　寛樹

令和八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に任命する

任期は令和八年十一月三十日までとする（各通）

検事　北村　治樹
同　竹林　俊憲
検事兼法務事務官　工藤　智
同　松波　卓也
法務事務官　井手　英樹
同　小川　淳　同　河瀬　貴之
同　希代　浩正　同　清水　慶徳
同　田中　普

令和八年度司法書士試験委員に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする
（各通）
検事　伊賀　和幸
同　猪股　直子　同　宇野　直紀
同　太田　章子　同　齊藤　恒久
同　笹井　朋昭　同　竹下　慶
同　中井　優介　同　波多野紀夫
同　古谷　真良　同　望月　千広
同　吉賀　朝哉

令和八年度司法書士試験委員（筆記試験担当）に併任する
併任の期間は令和八年十一月三十日までとする
（各通）（以上七年十二月一日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　村上　亜優
東京簡易裁判所判事に補する（十二月一日）
津地方裁判所判事兼津家庭裁判所判事・津簡易裁判所判事　市原　義孝
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京簡易裁判所判事に補する
名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事　山田　耕司
津地方裁判所判事に補する
津地方裁判所長を命ずる
兼ねて津家庭裁判所判事に補する
津家庭裁判所長を命ずる
津簡易裁判所判事に補する
津簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
和歌山地方裁判所判事兼和歌山家庭裁判所判事・和歌山簡易裁判所判事　佐々木一夫
名古屋高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
名古屋簡易裁判所判事に補する
和歌山地方裁判所判事兼簡易裁判所判事　酒井　良介
和歌山地方裁判所判事に補する
和歌山地方裁判所長を命ずる
兼ねて和歌山家庭裁判所判事に補する
和歌山家庭裁判所長を命ずる
和歌山簡易裁判所判事に補する
和歌山簡易裁判所判事兼簡易裁判所判事　内野　俊夫
松戸簡易裁判所判事に補する
松戸簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
千葉地方裁判所判事に補する
千葉地方裁判所松戸支部長を命ずる
千葉地方裁判所松戸支部勤務を命ずる
兼ねて千葉家庭裁判所判事に補する
千葉家庭裁判所松戸支部勤務を命ずる
千葉家庭裁判所松戸支部長を命ずる
最高裁判所判事岡正晶付秘書官　久我　涼子
最高裁判所判事阿多博文付秘書官を命ずる（以上二月二日）
盛岡地方裁判所判事兼盛岡家庭裁判所判事・盛岡簡易裁判所判事　岡田　健彦
仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
仙台簡易裁判所判事に補する
盛岡地方裁判所判事兼盛岡簡易裁判所判事　菊池　憲久
盛岡地方裁判所判事に補する
盛岡地方裁判所長を命ずる
兼ねて盛岡家庭裁判所判事に補する
盛岡家庭裁判所長を命ずる
盛岡簡易裁判所判事に補する
簡易裁判所判事兼判事　上拂　大作
東京簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
部の事務を総括する者の指名を解く
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小田　真治
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上二月三日）

○定年退官
判事兼簡易裁判所判事畠山新は一月三十日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
最高裁判所判事岡正晶は二月一日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事加藤亮は二月二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

北陸信越運輸局最低賃金公示第１号

北陸信越地方交通審議会から北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950－8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

令和８年２月６日

北陸信越運輸局長　佐橋　真人

北陸信越地方交通審議会の意見（要旨）

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「270,350円」を「281,050円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,900円」を「264,600円」に、部員「211,650円」を「222,350円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「202,350円」を「213,050円」に改正することが適当である。

２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、それぞれ、職員（船長を含む。）「263,550円」を「272,550円」に、部員「201,400円」を「210,400円」に改正することが適当である。

３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「222,100円」を「233,100円」に改正することが適当である。

４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「222,100円」を「233,400円」に改正することが適当である。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２号
山口県下関市丸山町３丁目２番５号
清算株式会社　株式会社油政商店
代表清算人　山根　亨海
１　決定年月日　令和８年１月22日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所下関支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号
山形県米沢市城南４丁目３番16号
清算株式会社　株式会社フラスク
１　決定年月日　令和８年１月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所米沢支部

令和７年（ヒ）第３号
長野県飯田市松尾新井6433番地１
清算株式会社　株式会社アイティーシー
１　決定年月日　令和８年１月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所飯田支部

令和７年（ヒ）第１０３号
本店所在地　高知市升形１番17号藤林ビル３階東
清算株式会社　株式会社トシオ商店
代表清算人　武内　良平
１　決定年月日　令和８年１月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
高知地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
大分県宇佐市大字下高家2019番地
清算株式会社　東九州電子工業株式会社
代表清算人　京田　高裕
１　決定年月日　令和８年１月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大分地方裁判所中津支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３０３３号
大阪府東大阪市宝町７番９号
清算株式会社　藤田電業株式会社
代表清算人　藤田　敦泰
１　決定年月日　令和８年１月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第１０３号

鹿児島市平之町10番15号　グランフォーレ高見馬場1102
清算株式会社　株式会社薩摩製作所
代表清算人　篠原　秀嗣

1　決定年月日　令和８年１月23日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
　1　清算株式会社は、資産を有しないことから、本協定認可決定の日付で債権者から債務の全額について免除を受ける。
　2　本協定認可決定の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を債権者に支払う。
　　この場合においては、債権者らが前項の規定により行った残債の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
　3　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

鹿児島地方裁判所民事第３部

監 督 命 令

監督命令取消

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和７年（再）第１号

広島県廿日市市峠10245番地37
再生債務者　株式会社イシカワ

決定の要旨　令和８年１月５日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和８年１月22日

広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　一六七頁（号外第一九一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月二十五日
掲載頁　一六七頁（号外第一九一号）

令和八年二月六日
千葉県市川市東菅野三丁目一番六号
（甲）株式会社ベピカ
代表取締役　齋藤　栄輝
千葉県市川市東菅野三丁目一番六号
（乙）株式会社リリーベット
代表取締役　川端　博樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一一七頁（号外第一六一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十四日
掲載頁　一一七頁（号外第一六一号）

令和八年二月六日
東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
（甲）旭化成電子株式会社
代表取締役　横山　泰一
東京都千代田区有楽町一丁目一番二号
（乙）旭化成マイクロシステム株式会社
代表取締役　津田　亮

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は令和七年十二月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月八日
掲載頁　九十五頁（号外第一五六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　五十一頁（号外第一三〇号）

令和八年二月六日
神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目四番二号
（甲）ジャパン マリンユナイテッド株式会社　代表取締役　廣瀬　崇
熊本県玉名郡長洲町大字有明一番地
（乙）株式会社ＪＭＵシステムズ
代表取締役　登川　康則

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月七日
掲載頁　五十四頁（号外第一八〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月七日
掲載頁　五十四頁（号外第一八〇号）

令和八年二月六日
名古屋市千種区吹上一丁目四番一号
（甲）日産プリンス名古屋販売株式会社
代表取締役　神田　昌明
名古屋市熱田区桜田町二〇番三四号
（乙）愛知日産自動車株式会社
代表取締役　神田　昌明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　五十五頁（号外第一三八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　一一七頁（号外第一三八号）

令和八年二月六日
大阪市北区中之島三丁目六番三二号
（甲）ＮＴＮテクニカルサービス株式会社
代表取締役　加藤　隆幸
大阪市北区中之島三丁目六番三二号
（乙）ユニトップ株式会社
代表取締役　吉田　真啓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://sys.tadano.co.jp/kessan/eng/index.html

令和八年二月六日

香川県高松市新田町甲三四番地

（甲）株式会社タダノ

代表取締役　氏家　俊明

香川県高松市新田町甲三四番地

（乙）株式会社タダノエンジニアリング

代表取締役　森　和誉

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の信頼性試験・解析事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一一七頁（号外第一六一号）

令和八年二月六日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

（甲）旭化成電子株式会社

代表取締役　横山　泰一

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

（乙）旭化成テクノシステム株式会社

代表取締役　宮崎　努

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりＳＣＳＫ株式会社（乙、住所東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号）のＩＴ製品（ハードウェア・ソフトウェア）のディストリビューション事業及びサーバー・ストレージ製品販売事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二一六頁（号外第一三六号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月六日

東京都千代田区丸の内二丁目七番二号ＪＰタワー　ネットワンパートナーズ株式会社

代表取締役社長執行役員　田中　拓也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＥＣの海外展開サポート事業であるＧｒｏｂａｌ　Ｇｒｏｗｔｈ　Ｈａｃｋｓ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://beenos.com/company/fsb/koukoku.html

（乙）https://beenos.com/company/bcr/koukoku.html

令和八年二月六日

東京都品川区西五反田八丁目四番一三号

（甲）ＦＡＳＢＥＥ株式会社

代表取締役　本間　哲平

東京都品川区西五反田八丁目四番一三号

（乙）ＢｅｅＣｒｕｉｓｅ株式会社

代表取締役　直井　聖太

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により大阪ガスマーケティング株式会社（甲、住所大阪市中央区平野町四丁目一番二号）に対して当社の一括受電事業及び共用エネルギーサービス事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　九十一頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　八十九頁（号外第一四三号）

令和八年二月六日

大阪市北区中之島三丁目二番一八号

関西ビジネスインフォメーション株式会社

代表取締役　造座　克之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＨＲプロフェッショナルサービスセンターにおける事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年九月二十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　七十頁（号外第一五七号）

令和八年二月六日

大阪府門真市元町二二番六号

（甲）パナソニック　ヒューマンキャピタルサービス株式会社

代表取締役社長　米澤　肇

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

（乙）パナソニック　フィナンシャル＆ＨＲプロパートナーズ株式会社

代表取締役社長　宮崎　義夫

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により関西ビジネスインフォメーション株式会社（乙、住所大阪市北区中之島三丁目二番一八号）の一括受電事業及び共用エネルギーサービス事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　九十一頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　八十九頁（号外第一四三号）

令和八年二月六日

大阪市中央区平野町四丁目一番二号

大阪ガスマーケティング株式会社

代表取締役　森崎　健志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のテスト開発事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一二〇頁（号外第一六一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一一七頁（号外第一六一号）

令和八年二月六日

宮崎県宮崎市橘通東五丁目三番一〇号

（甲）旭化成マイクロテクノロジ株式会社

代表取締役　竹原　聡

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

（乙）旭化成テクノシステム株式会社

代表取締役　宮崎　努

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＮｏｒｃｈｅｓｔｒａ　ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社（東京都墨田区亀沢四丁目五―八ｓｋｙｗｏｏｄ錦糸町一〇一号室）に対して当社の業務支援・多角化事業統括部門に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月六日

東京都中央区銀座四丁目八―四三原ビルディング八Ｆ

ノーザリーホールディングス株式会社

代表取締役　小林　祥

組織変更公告

当社は、合同会社から株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社ことのはささらとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年二月六日

千葉県旭市二一九七七番地四

合同会社ことのはささら

代表社員　渡邉　拓海

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

東京都港区北青山一―三―三　三橋ビル三階

合同会社Ｓｔａｎｄｅｌｌａ

代表社員　越智　慎二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＭＪＭアセットとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

東京都中央区銀座七丁目二番八号

合同会社ＭＪＭアセット

代表社員　三井　磨也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｌｅｃｒｉｎとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

神奈川県海老名市国分北一丁目二番一〇号

合同会社ＫＧＴ

代表社員　柘植由季子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ｌｅｃｒｉｎとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

名古屋市中区新栄二丁目四―五東和パークビル西館八〇一

合同会社Ｌｅｃｒｉｎ

代表社員　中村　弘樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

福岡市南区花畑二丁目一一番八号

ベストロウム合同会社

代表社員　倉地　宣典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

鹿児島市郡元二丁目七番一号

合同会社ヒカリクリエイティブ

代表社員　脇本　智章

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月六日

茨城県東茨城郡茨城町上飯沼六二六番地

有限会社茨城ふるさと産直ネットワーク

代表取締役　印出　昇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九千九百六十八万九千五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月六日

東京都港区六本木四丁目一番四号

弁護士ドットコム株式会社

代表取締役社長兼ＣＥＯ　元榮太一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/507105/announces

令和八年二月六日

東京都千代田区外神田二丁目一三番四号千代田ビル

Ｃｒａｎｅｂｉｏ株式会社

代表取締役　山本　大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千三百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十一日であり、株主総会の決議は、令和八年一月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月六日

愛知県岡崎市東明大寺町一一番地九

有限会社ヴェル・グローブ

取締役　小野　克志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一四九頁（号外第二十一号）

令和八年二月六日

大阪市中央区平野町三丁目一番九号

カーム株式会社

代表取締役　橘　一夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千万円減少し、その六千万円全額を資本準備金に計上するものとし、よって資本金の額を九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　七十四頁（号外第一六四号）

令和八年二月六日

奈良県橿原市川西町一〇三八番地の二

かしはらハイトラスト株式会社

代表取締役　坂上　浩之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千八百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月六日

広島県尾道市正徳町三二番二一号

有限会社明鏡

取締役　桧髙　敏明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少して一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　一四九頁（号外第二十一号）

令和八年二月六日

愛媛県八幡浜市保内町川之石三番耕地三〇四番地二五

親和マリン株式会社

代表取締役　宮守　征美

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年二月六日

掲載頁　二頁

令和八年二月六日

長崎県諫早市宇都町三番五〇号

株式会社長崎建創

代表取締役　下村　慈

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月一日とする山田土建株式会社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月六日

北九州市門司区中二十町六番二三号

山田ホールディングス株式会社

代表取締役　大塚　成美

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千八万六千三百七十二円、資本準備金の額を六億四千八百三十九万三百二十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一〇一頁（号外第一六六号）

令和八年二月六日

東京都港区三田三丁目五番一九号

株式会社ＨＲＢｒａｉｎ

代表取締役　堀　浩輝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百三十三億八千万円、資本準備金の額を百三十三億八千万円減少し、それぞれ百十五億二千万円、百十五億二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三〇八頁（号外第一六八号）

令和八年二月六日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号

ディーアールアイ・ジーピー2株式会社

代表取締役　手塚　万峰

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年五月二十九日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年六月十九日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月六日

京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城四六番地

株式会社阪村機械製作所

代表取締役　小林　純

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年三月十三日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年二月六日

神戸市灘区新在家南町一丁目二番一号

小泉製麻株式会社

代表取締役　小泉　康史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

札幌市北区新川三条二十丁目一番二〇号

音熱環境開発株式会社

代表取締役　三星　雅宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

茨城県結城市大字結城字大水川原三九八四番地一

株式会社全日本農協畜産公社

代表取締役　増田　昌洋

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

東京都千代田区内神田三丁目二番八号

ジーベンケミカル株式会社

代表取締役　高野　栄子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

愛知県岡崎市板屋町一八五番地一

株式会社白井

代表取締役　角谷　仁子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月六日

大阪府堺市東区白鷺町三丁一九番一―二〇一号

株式会社伯井商店

代表取締役　伯井　洋

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるサカラーッチャリ・ガニタヤラゲ・ヤシタ・ラクマール・ラナシンハが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

スリランカ民主社会主義共和国ドゥッマラスーリヤ、ウトゥワッタ

茨城県筑西市茂田一八〇三番地三〇

OMEK FURNITURE AND MOTORS

日本における代表者　サカラーッチャリ・ガニタヤラゲ・ヤシタ・ラクマール・ラナシンハ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるルーカス・オリバーフロストが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月六日

東京都千代田区神田錦町三丁目一三番地竹橋安田ビル二階

PRECI-DIP SA

日本における代表者　ルーカス・オリバー　フロスト

正誤

令和七年八月二十九日（号外第百九十五号）公布国土交通省令第八十八号（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令）

（原稿誤り）

五〇ページ上段表の次に次を加える。

附則の次に次の八様式を加える。

ページ	段	行	誤	正
五〇	下	第二条改正後欄終りから一	八十五	八十六
〃	〃	第二条改正前欄	八十四	八十五

「の発注」を削る。

ページ	段	行	誤	正
〃	〃	二〇	一九　一八　八　七　六	五九　〃　〃　〃　〃　六〇　〃　〃　上　〃　〃

五一ページ上段一行目から六三ページ上段終りから一〇行目までの様式を五〇ページ下段一行目の前に移動する。

ページ	段	行	誤	正
五四	下	一三	(1)	(2)

六〇ページ下段七行目から一七行目までを削る。

ページ	段	行	誤	正
六二	下	一五	運行	受渡し
〃	〃	九		
六三	上	一〇		
〃	〃	一四		
〃	〃	一〇	運送あたりの	受渡しに係る
六二	下	一		